

「議会報告会」を開催します

市議会では、市政の諸問題に対処するため、市民の皆さんと直接市政全般にわたって自由に情報、意見を交換する「議会報告会」を開催します。皆さん、ぜひご参加ください。

◆議会報告会日程

地区	とき・ところ
本 渡	梶宇土宮地岳 7月12日(金)午後7時30分～ 梶宇土地区コミュニティセンター
	楠 浦 7月26日(金)午後7時30分～ 楠浦地区コミュニティセンター
倉 岳	浦・棚底宮田 7月17日(木)午後7時30分～ 倉岳多目的研修集会施設
五 和	御領池 7月22日(月)午後7時～ 五和町コミュニティセンター
	二江野河原 7月19日(金)午後7時～ 地域交流センターおおくす
河 浦	富 津 7月11日(水)午後7時30分～ 富津地区コミュニティセンター
	宮野河内 7月19日(金)午後7時30分～ 宮野河内地区コミュニティセンター
	新 合 7月26日(金)午後7時30分～ 新合地区コミュニティセンター

☎本庁・議会事務局

牛深地域「成人式」を開催

と き 8月16日(金) 午前10時から
と ころ 牛深総合センター

■対 象＝牛深地域在住または出身で、平成5年4月2日から同6年4月1日までに生まれた人。

※住民票が牛深地域にある人や同地域の中学校を卒業した人は、申し込みの必要はありません。ただし、いずれにも該当しない人は申し込みが必要です。電話で牛深支所・総務振興課へお申し込みください(申し込み時は、対象者の氏名・生年月日・地区名・世帯主・現住所・電話番号をお知らせください)。

《次の新成人を募集します》

■募集内容・人数

- ①司会進行…男女各1人
- ②市民憲章朗読…1人
- ③成人者代表宣言…1人
- ④明るく正しい選挙推進宣言…1人
- ⑤交通安全宣言…1人

■申込方法＝7月26日(金)までに、電話で牛深支所・総務振興課へお申し込みください。

☎牛深支所・総務振興課

介護保険 施設入所(入院)者の食費・居住費の減額申請を!

介護保険の要介護・要支援認定を受けた人が介護保険施設に入所(入院)または短期入所したときには、介護サービス費用の1割を負担するほか、食費・居住費(滞在費)など負担することになります。その中で、住民税が非課税世帯などの人については、食費・居住費(滞在費)の負担の上限額(負担限度額)が定められ、負担を軽減することができます。

◆「食費」と「居住費」の負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階(住民税非課税世帯)	食 費	居 住 費			
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階 高齢福祉年金受給者または生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	390円	820円	490円	490円(420円)	320円
第3段階 利用者負担段階が第1・2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	320円

※()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額。

☎本庁・高齢者支援課

知的障がい者(児) 巡回相談を実施

県福祉総合相談所では、専門員による知的障がい者(児)巡回相談を実施します。

▼とき 9月3日(火)、翌4日(水)。時間は申込者に後日通知します。

▼ところ 天草中央保健福祉センター(亀場町)。

▼内容 療育手帳の新規判定(対象:3歳以上)、再判定、総合的な相談(対象:18歳以上)。

▼申込方法 7月23日(火)までに、電話で本庁・福祉課へお申し込みください。

☎本庁・福祉課

天草キリシタン館 リニューアル3周年記念

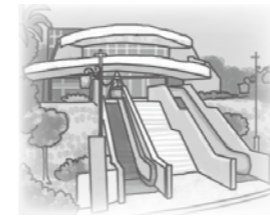
天草キリシタン館(船之尾町)のリニューアルオープン3周年を記念して、市内在住の人に限り、通常は有料となっている展示室を期間中、無料で見学することができま

この機会に、ぜひご来館ください。

▼とき 7月1日(日)から同7日(土)までの午前8時30分から午後6時まで。

※ご来館のときに受け付けで、口頭で住所地の確認をしますのでご了承ください(障がい者や市内小・中学生は通常も無料です)。

☎天草キリシタン館 ☎23845



小型特殊自動車は申告が必要です

農耕トラクターなどの「農耕作業用」、フォークリフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、公道を走る走らないにかかわらず、申告をして軽自動車税を納める必要があります。下

表に該当する車両を所有している人(法人)は、本庁・市民課または各支所担当課で申告をして、緑色のナンバープレートを付けてください。

◆小型特殊自動車の規格と主な車種

区 分	規 格	主な車種	年税額
農 耕 作業用	最高速度 35km/h未満	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車。※いずれも乗用装置付のもの。	1,600円
そ の 他	長さ 4.7m以下	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車や特殊な構造を有する自動車など	4,700円
	幅 1.7m以下		
	高さ 2.8m以下		
	最高速度 15km/h未満		

※上記規格以外のものは大型特殊自動車となり、固定資産税の課税対象として取り扱われます。

小型特殊自動車に対する軽自動車税の課税制度は、地方税法、道路運送車両法、市税条例などに定められています。

☎本庁・課税課